

長沼子ども会規約

- 一、 本会は、長沼子ども会と称する。
- 二、 本会は、長沼町に在住している小学生で構成する。
- 三、 本会に、次の役員を置く。

会 長	…	1 名
副 会 長	…	1 名
会 計	…	1 名
交通安全母の会代表	…	1 名
一 般 役 員	…	1 名

- 四、 会員の保護者は、会員が小学生在学中に必ず一度は役員にならなければならない。
- 五、 役員任期は、4月から翌年3月までの一年間とする。
- 六、 役員会は、原則として毎月第三日曜日に開催する。
- 七、 本会は全地区を1～9班に分割している。役員は、1班、2～4班、5～7班、8、9班の4組のいずれかを担当する。但し、会長は担当しない。